

定 款

株式会社 J F L Aホールディングス

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 J F L A ホールディングスと称し、英文では、JFLA Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導育成
- (2) 食料品、酒類、乳製品類、アイスクリーム、氷菓、健康食品、食品添加物、飼料、飼料添加物菓子、調味料、飲料及び茶の輸出入、製造、加工及び売買並びにそれらの原材料、米、穀物、果実、薬品の輸出入及び売買
- (3) 醗酵工業品、医薬品、医薬部外品、試薬、化粧品等の製造、輸出入及び売買
- (4) 食器、調理器具、衣料品の製造及び販売並びに日用雑貨品、服地・敷物・その他の繊維製品、服飾雑貨、玩具、健康機器の輸出入及び売買
- (5) 事務用機器、荷役機械、輸送用機器、医療機器、美容機器、自動販売機器、通信機器、娯楽機器・設備、理化学機器、産業用機械器具、電気機械器具、食品製造・加工用機械器具、冷凍用機器及びそれらの部品の輸出入、売買及び賃貸
- (6) 弁当の製造販売及びケータリングサービス
- (7) 玩具、菓子類、各種パン、調理食品の企画製造、輸出入及び販売
- (8) 宝石、貴金属、時計、絵画、美術工芸並びに家具、インテリアの輸出入及び販売
- (9) 飲食店の店舗内の厨房機器、調理器具、什器備品並びに建具・家具等の内装設備の賃貸及び販売並びに飲食店の営業権の売買
- (10) POS レジスターに関する機器・システムの無店舗販売及びレンタル事業
- (11) 飲食店の経営
- (12) カルチャー教室及び料理教室の経営
- (13) リサイクルショップの経営

- (14) 企業経営、食料品販売及び飲食店経営に関するコンサルティング業並びにその育成事業
- (15) 各種イベント、セミナー、講習会、キャンペーン及びパーティーの企画、製作、演出、プロデュース及びマネージメント業務
- (16) 企業の合併、業務提携、営業譲渡、有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋
- (17) 有価証券の保有、管理、運用及び売買
- (18) 宅地建物取引業及び不動産鑑定業並びに不動産の賃貸借、管理及び駐車場の経営
- (19) 損害保険代理店業及び自動車損害賠償責任保険代理店業
- (20) 生命保険の募集に関する業務
- (21) 労働者派遣事業
- (22) 有料職業紹介事業
- (23) 通信販売事業
- (24) コンピューターシステム及びソフトウェアの開発並びに販売
- (25) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供
- (26) インターネットを利用した情報提供サービス業及び情報処理サービス業並びにそれらへの投資
- (27) インターネット、デジタル放送等を利用した映像、音楽番組の企画制作
- (28) 労務管理代行業務
- (29) アプリケーションサービス・プロバイダー事業
- (30) ホテル、旅館等宿泊施設及び浴場等入浴施設、売店、遊技場、遊戯場、スポーツ施設、トレーニングジム及び記念館の経営及び管理並びにそれらへの投資
- (31) トレーニングイベント、スポーツ教室、講演会等の企画及び運営業務
- (32) スポーツチームに関する指導
- (33) 農園及び農場の経営及び農産物の加工、売買及び賃貸
- (34) 食品包装にかかわる技術、機器、設備類の設計、製作、売買及び賃貸
- (35) 金融業及び投資業
- (36) 金銭の貸付、債権の買取り、債務の保証
- (37) 倉庫業、海陸運送業の経営及びそれらへの投資
- (38) 産業廃棄物処理業
- (39) 著作権、著作隣接権及び工業所有権その他の知的財産権の取得、保全、管理、使用許諾、賃貸借及び売買
- (40) 広告代理業
- (41) 出版業、図書及び定期刊行物の販売並びにその代理業務

- (4 2) 電子媒体及び電子機器を利用した出版の企画、制作、製造及び販売
 - (4 3) 印刷及び製本業
 - (4 4) 出版に関するコンサルティング
 - (4 5) 販売促進に関する情報・資料の収集及び企画立案
 - (4 6) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
- 2 当社は、前項各号に付帯又は関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、株主総会の決議によって、特定の株主からその有する自己の株式の全部又は一部を取得することができる。その場合、当社は、会社法第 160 条

第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

- 2 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿

及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規程)

第 13 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会資料の電子提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面への記載を省略することができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当

たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 20 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、その他取締役

会が必要と認める役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 31 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 4 1 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 4 2 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 4 3 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 4 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 4 5 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

2 当会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

3 前 2 項に定める場合のほか、別に基準日を定めて、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(配当金の配当等の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払配当金には利息を付さない。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 47 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

附 則

- 1 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 16 条（株主総会資料の電子提供）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 19 年 1 月 12 日	制定
平成 19 年 6 月 22 日	改訂
平成 20 年 6 月 25 日	改訂
平成 21 年 1 月 5 日	みなし定款変更
平成 21 年 6 月 26 日	改訂
平成 23 年 6 月 24 日	改訂
平成 24 年 10 月 1 日	改訂
平成 27 年 6 月 25 日	改訂
平成 28 年 6 月 29 日	改訂
平成 29 年 6 月 29 日	改訂
平成 30 年 7 月 1 日	改訂
平成 30 年 8 月 1 日	改訂
令和 3 年 6 月 29 日	改訂
令和 4 年 6 月 24 日	改訂